

平成十年六月二十三日受領  
答弁第四三三号

内閣衆質一四二第四三号

平成十年六月二十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員坂上富男君提出外国人登録法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員坂上富男君提出外国人登録法改正に関する質問に対する答弁書

一について

外国人登録行政を所管する法務省においては、平成四年四月十七日の衆議院法務委員会及び同年五月十九日の参議院法務委員会における附帯決議に関し、その趣旨を十分に尊重し、最善の努力をしなければならぬものと認識している。

二について

法務省においては、諸外国における外国人登録制度の調査を行ったほか、有識者等から幅広く意見を聴取するなどして検討を行っているところである。

三について

外国人登録制度の在り方全般にわたり検討を行っているが、その内容について明らかにできる段階には至っていない。

四について

現在、改正案の提出時期について明らかにできる段階には至っていない。